

柏市道路反射鏡設置基準

平成 2 6 年 6 月

千葉県 柏 市

土木部道路維持補修室

柏市道路反射鏡設置基準

平成 26 年 6 月 30 日施行

(趣旨)

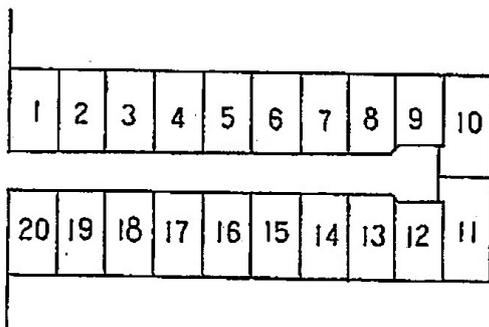
第 1 条 この基準は、歩行者、車両等の通行の安全を図る為の道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）の設置について必要な事項を定める。

(設置対象道路)

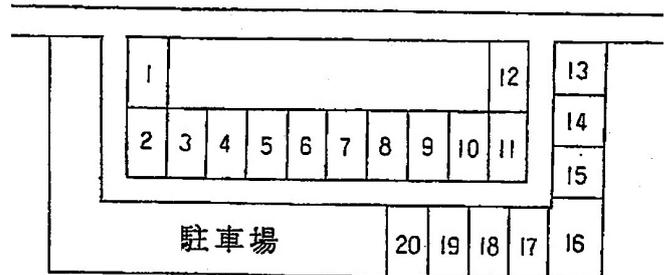
第 2 条 カーブミラーの設置対象道路は、道路構造上見通しが悪く、かつ、屈曲、屈折又は交差する道路で、次の各号の一に該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 柏市道及び認定外公道。ただし、袋小路及び U 字型引き込み道路については、20 戸以上の住宅の利用があること。

袋小路



U 字型引き込み道路



(2) 私道については、通り抜けが可能で、不特定多数の通行に供している公共性のある道路。

(設置場所)

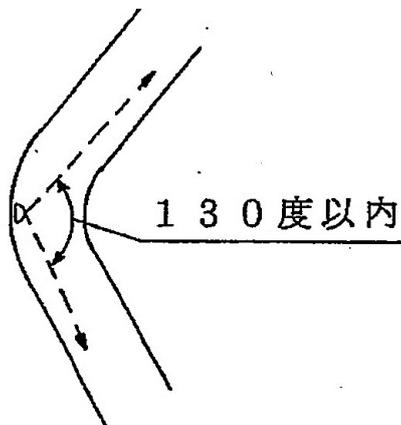
第3条 カーブミラーの設置場所は，下図のようにする。

ただし，道路の幅員・構造等の理由により道路上に設置できない場合は，土地所有者の承諾が得られている場合に限り，道路外に設置することができる。

また，設置場所が隣接する土地，建物等の利用の妨げとならないこと。

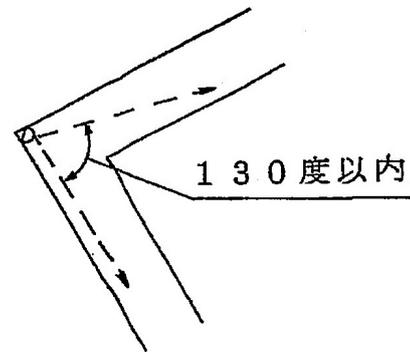
屈曲部

屈曲部の突端に設置



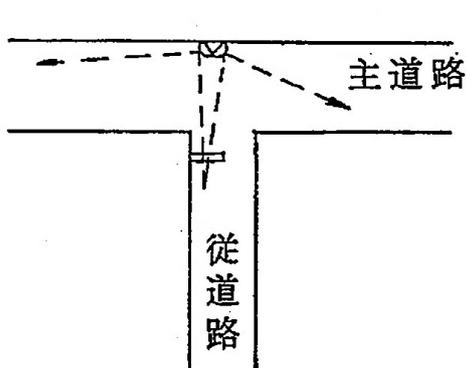
屈折部

屈折部の突端に設置



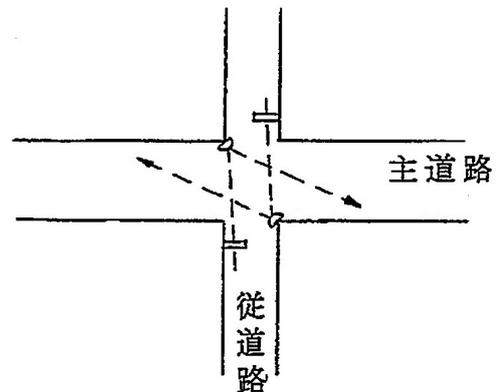
T型交差点

従道路からみた正面に設置



十字型交差点

従道路左前方の角に設置



(開発行為によるカーブミラー)

第4条 開発行為により，事業者負担で設置されたカーブミラーについては，検査後受入れ，以後市で管理する。

(設置者及び費用負担)

第5条 市は第2条又は第3条の規定に規定に該当する場合（開発行為による帰属は除く。）、カーブミラーを予算の範囲内で設置し、及び管理するものとする。

2 市以外の者が設置を要望する場合、市の定める様式により市の認める町会自治会等代表者から要望書を提出するものとする。

3 市以外の者の要望により、市が管理するカーブミラーを移設する必要がある場合は、市と協議の上当該要望をした者が当該移設を行うものとする。ただし、協議の結果市長が特に理由があると認める場合は、市が当該移設を行うものとする。

(撤去)

第6条 道路環境の変化等により、カーブミラーの設置が第2条及び第3条の規定に該当しないと認められるに至ったときは、当該カーブミラーを撤去するものとする。

(施行期日)

この設置基準は、平成26年6月30日から施行する。